

2021 年 6 月 7 日

一時支援金申請のための事前確認の延長期限について

一時支援金の事務局が 2021 年 6 月 3 日に公表した「申請に必要な書類の提出期限及び事前確認期限に関するお知らせ」により、延長後の申請に必要な書類の提出期限は 6 月 15 日まで、登録確認機関における事前確認が受けられるのは 6 月 11 日までとなりました。

これに伴い当公社名古屋市新事業支援センター（以下「センター」）におきましても、6 月 11 日（金）17:00 まで事前確認を実施いたします。事前確認を必要とする方は、必ず事前に当センターにご連絡いただき、予約をお取りください。

なお、延長後の事前確認は、事務局からのお知らせのとおり、5 月 31 日（月）までに、「申請 ID の発行」及び「書類の提出期限延長の申込」の両方をお手続きされた方に限定されますのでご注意ください。

《事前確認窓口》

公益財団法人名古屋産業振興公社 名古屋市新事業支援センター

名古屋市千種区吹上 2－6－3 名古屋市中小企業振興会館 5 階

（地下鉄桜通線「吹上」5 番出口から西へ 300m）

TEL 052-735-0808